

次期「食品の安全に関する基本方針と推進プラン」の概要（案）について

基本方針 生産者、事業者、消費者及び行政が主体的に取り組むための指針

あるべき姿

みんなで創る、安全な食品を安心して食べることができる社会

目指す姿
(10年後)

領域Ⅰ 安全な食品の提供

生産者・事業者・消費者及び行政が相互に協働して食品の安全性を確保するためのリスク管理の仕組みが構築されています。

領域Ⅱ 安心感の醸成

流通している食品の正確な情報を簡単に入手できる仕組みが整備されており、安全な食品を安心して食べることができています。

基本的な視点

科学的知見に立脚した取組の推進

食品の安全を確保するため、科学的知見に基づく衛生管理や監視指導に取り組めます。

情報の提供による透明性と信頼性の確保

食品への安心を確保するため、正しい情報を提供することにより、生産者、事業者、消費者及び行政の相互理解を深め、県民の不安を解消します。

自主的な取組の推進

食品の安全・安心を確保するため、生産者、事業者及び消費者それぞれの主体的な取組を推進します。

推進プラン 令和3年度～令和7年度の目標及び取組

施策領域	取組の柱	数値目標	取組の方向	基本施策
安全な食品の提供	衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 有症者50人以上の集団食中毒発生件数（過去5年平均） （現状）2.6件 ⇒（目標）2.0件以下 ▶ 講習会受講者に占めるHACCPを理解している者の割合 （現状）—% ⇒（目標）70%以上 	生産段階での安全確保 製造・加工・流通段階での安全確保	(1) 安全な農産物の生産 (2) 安全な畜産物の生産 (3) 安全な水産物の生産 (4) 自主衛生管理の推進 (5) 監視指導体制の強化 (6) 食品検査体制の充実 (7) 輸入食品の安全対策の推進
	危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 回収着手報告書提出までの所要日数 （現状）— ⇒（目標）1日以内 	危機管理事案の早期収束	(8) 危機管理体制の整備 (9) 危機管理対応の徹底
安心感の醸成	食品表示	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 表示違反（不良）による回収件数（過去5年平均） （現状）17件 ⇒（目標）14件以下 	食品表示の正確な情報伝達 食品表示の信頼性の確保	(10) 適正な食品表示の推進 (11) 食品表示に対する監視指導の充実 (12) 食品表示活用の啓発
	リスクコミ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 食品に関する苦情件数（過去5年平均） （現状）502件 ⇒（目標）400件以下 	リスクコミュニケーションの推進	(13) 食品の安全性に関する情報発信の充実 (14) 生産者・事業者・消費者・行政の相互理解の促進 (15) 消費者への正しい知識の普及

他の施策との連携

連携

子育て支援

連携

高齢者支援

連携

観光振興

連携

地産地消

連携

学校給食

連携

食育

連携

消費生活

基本施策における主な取組

(1) 安全な農産物の生産	(行 政) 農産物の生産・流通システムの工程管理の推進 (生産者) 安全な農産物の生産
(2) 安全な畜産物の生産	(行 政) 安全な食肉の提供に向けた検査・指導等 (生産者) 家畜伝染病の発生予防
(3) 安全な水産物の生産	(行 政) 水産物の生産段階における衛生管理等の普及啓発及び貝類安全対策 (生産者) 安全で高品質なかきの提供
(4) 自主衛生管理の推進	(行 政) HACCP定着のための支援 (生産者) HACCPの定着
(5) 監視指導体制の強化	(行 政) 監視指導の実施
(6) 食品検査体制の充実	(行 政) 規格基準、遺伝子組換え食品、アレルギー物質を含む食品等の検査の実施 (事業者) 行政が実施する検査への協力
(7) 輸入食品の安全対策の推進	(行 政) 輸入食品の監視指導の充実強化 (事業者) 輸入食品の安全確保
(8) 危機管理体制の整備	(行 政) 危機管理マニュアル作成等の支援 (生産者) GAPの実践 (事業者) お客様相談窓口の設置と危機管理体制の構築 (消費者) 緊急時の連絡先の作成
(9) 危機管理対応の徹底	(行 政) 自主回収報告等の徹底 (生産者) 自主回収の徹底 (事業者) 自主回収の徹底 (消費者) 異常時の対応
(10) 適正な食品表示の推進	(行 政) 食品表示制度の周知 (生産者) 生産履歴記帳の推進 (事業者) 食品表示の自主点検の強化
(11) 食品表示に対する監視指導の充実	(行 政) 食品表示適正化推進月間の実施
(12) 食品表示活用の啓発	(行 政) 消費者への食品表示制度の広報 (生産者) 食品表示に関する知識の習得 (事業者) 食品表示に関する知識の向上及び実践
(13) 食品の安全性に関する情報発信の充実	(行 政) ホームページ、SNS等による情報提供 (生産者) 産地からの情報発信の充実 (事業者) 消費者への情報提供の充実 (消費者) 積極的な情報収集の推進
(14) 生産者・事業者・消費者・行政の相互理解の促進	(行 政) 食品のリスクに対する総合的な理解の推進 (生産者) 食品のリスクに対する総合的な理解 (事業者) 食品のリスクに対する総合的な理解 (消費者) 食品のリスクに対する総合的な理解
(15) 消費者への正しい知識の普及	(行 政) 食中毒予防等の広報、普及啓発の強化 (事業者) 臨時的営業における食中毒予防の徹底 (消費者) 地域や家庭等における食中毒予防の実践